



2026 年 10 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社デュアルタップ
代表者名 代表取締役社長 臼井 貴弘
(コード：3469 東証スタンダード市場・名証メイン市場)
問合せ先 取締役 経営企画室長 大野 慎也
(TEL. 03-6849-0055)

宅地建物取引業免許の取消処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 5 日付の通知書により、東京都知事から、宅地建物取引業法第 66 条第 1 項 3 号の規定に基づき、当社の宅地建物取引業免許（東京都知事（4）第 86482 号）を取り消す旨の処分を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、お客様、お取引先その他の関係者の皆様にご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 処分の内容

- (1) 処分庁：東京都知事
- (2) 処分年月日：2026 年 10 月 5 日
- (3) 処分内容：宅地建物取引業者免許（東京都知事（4）第 86482 号）の取消し

2. 処分の理由

当社の社外取締役（監査等委員）1 名が、過失運転致傷の罪により禁錮 1 年 2 月（執行猶予 3 年）の刑に処せられ、当該判決は令和 7 年 7 月 17 日に確定しております。令和 8 年 8 月 18 日付の当社の免許更新申請の時点において当該取締役が執行猶予期間中であつたことから、宅地建物取引業法第 5 条第 1 項第 5 号に定める欠格事由に該当し、法人の役員のうちに同号に該当する者があるに至ったものとして、同法第 66 条第 1 項第 3 号に基づき本件処分がなされたものです。

なお、本件は、当社の宅地建物取引業務における法令違反に起因するものではありません。

3. 当社事業への影響

本処分により、当社は宅地建物取引業免許を失い、新たに宅地建物取引業に該当する業務を行うことができない状態となります。

一方、宅地建物取引業法第 76 条では、免許の取消し前に当社が締結した契約に基づく取引については、当該取引を結了する目的の範囲内において、なお宅地建物取引業者とみなされる旨が定められております。

当社は、既に締結済みの契約に基づく取引について、法令及び各契約の内容を確認のうえ、適切に対応してまいります。

4. 今後の対応

当社は、当該取締役の辞任を前提に、必要な手続きを速やかに進めるとともに、宅地建物取引業免許の再取得に向けた準備を進めてまいります。

また、本件を踏まえ、役員の適格性確認及び許認可管理に係る確認体制についても、必要な見直しを進めてまいります。具体的な対応及び今後の見通しにつきましては、開示すべき事項が決定した場合には、速やかにお知らせいたします。

5. 業績への影響

本件が当社グループの業績に与える影響については、現在精査中です。

今後、業績予想の修正その他開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上